

安中市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

企画政策部 財政課

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設（以下「市有施設」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、募集方法、応募者の選定方法等について、基本的な事項をまとめたものです。

2 概要

ネーミングライツは、市有施設の名称を広告媒体として、企業名、商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）からその対価を得て、市有施設の管理運営に役立てるものです。

3 導入の手続

ネーミングライツの導入の手続きは、次のとおりです。

- (1) 募集市有施設及び募集要項の決定
- (2) スポンサーの募集（広報、ホームページ等）、申込書の受理
- (3) 選定委員会の開催
- (4) 優先交渉権者との協議
- (5) スポンサー及び愛称の決定
- (6) 契約書の締結
- (7) 市有施設表示等の変更及び事前周知
- (8) 愛称の使用開始

4 募集の条件

市は、次の条件でスポンサーを公募します。

(1) 契約期間

契約期間は、原則として3年以上とし、市有施設の性格等を勘案して決定します。

なお、契約期間満了後、市が引き続きネーミングライツを実施しようとする場合、契約したスポンサーは、次回契約に際して優先的に交渉することができます。

(2) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、市有施設の利用者数や類似施設の状況、メディアへの露出状況等を総合的に勘案して決定します。なお、ネーミングライツ料は年間金額とします。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は、スポンサーとしてふさわしい資力と信用を有する法人又は法人により構成されたグループ（以下「法人等」という。）で、いずれも市に本社若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有することとし、個人及び次の項目のいずれかに該当する法人等又はその代表者は応募することができません。

- ① 民事再生法（平成11年法律第255号）による再生手続き中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の者
- ② 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と関係を有する者
- ③ 法律等に違反し、又は抵触すると認められる者
- ④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑤ 風俗営業等に類似する営業を行う者
- ⑥ 消費者金融に係る者
- ⑦ 市から入札参加停止措置又は不利益処分を受けている者
- ⑧ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑨ ①から⑧に掲げるもののほか、スポンサーとしてふさわしくないと市長が認める者

(4) 愛称の条件

付与する愛称は、市有施設のイメージを損なうことなく、市民及び利用者から親しまれるようなものとし、次の項目に該当しないものとします。

- ① 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- ④ 風俗営業及びこれに類似する業種の広告に関するもの
- ⑤ 事実誤認のおそれのあるもの
- ⑥ 美観風致を害するおそれのあるもの
- ⑦ 公衆に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑧ 青少年の保護及び健全育成の観点から不適当と認めるもの
- ⑨ ①から⑧に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(5) 愛称の変更禁止

利用者等の混乱を避けるため契約期間内における愛称の変更はできません。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とスポンサーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

(6) 愛称の使用

愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称であり、市の条例等に定める正式な施設名を変更するものではありません。また、愛称決定後も正式名称を併記する

ことがあります。

(7) 費用負担

市とスポンサーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。ただし、表示の変更については、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行い、看板の新設については、別途協議します。

なお、スポンサーが負担する費用については、契約金額とは別に負担していただくものとします。

区分	費用負担	備考
市有施設に係る看板	スポンサー	
市が発行する印刷物及びホームページ	市	契約締結後作成分

(8) スポンサーメリット

市有施設の種別に応じ、スポンサーに対し特典を付与する場合があります。特典の内容については、市有施設ごとの募集要項に記載します。

5 募集方法

(1) 募集方法

スポンサーの募集は、原則として公募とし、募集情報等を広報や市のホームページに掲載するなど幅広く周知します。

(2) 募集期間

募集期間は、原則として30日以上とします。

随時募集の際は募集期間を設けないためこの通りではありません。

(3) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	ネーミングライツスポンサー申込書（様式第1号）	1部
2	担当者届（様式第2号）	1部
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	1部
4	会社概要、事業概要等のわかるもの	1部
5	直近3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告又は白色申告）	1部
6	国税及び地方税を滞納していないことを証明する書面	各1部
7	印鑑証明書	1部
8	直近3年間の市又は他の地域における地域貢献活動実績のわかるもの ※実績がある場合のみ	1部

※提出できない書類がある場合には、お電話にてお問合せください。

(4) 提出方法

提出書類を作成の上、財政課に持参又は郵送により提出してください。なお、

郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法で提出してください。

(5) 費用負担

応募に要する全ての費用は、応募者の負担とします。

(6) 募集に対する質問

応募資格のある者からの募集に対する質問は、ネーミングライツスポンサー募集に対する質問書（様式第3号）により受け付けし、市ホームページで回答します。

(7) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を設けた募集を行い、期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことを含め、募集の可否を再検討します。

6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、市職員で構成する選定委員会を設置し、スポンサーの優先交渉権者を選定します。ただし、必要に応じて助言者の出席を求めることができるものとします。

選定に当たっては、別途審査基準を定め、総合的な審査を行います。選定結果については、ネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書（様式第4号）により応募者に通知します。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次のとおり審査項目及び審査ポイントを定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、選定委員会でスポンサーとしての妥当性を審査します。

No.	審査項目	審査ポイント
1	愛称案	親しみやすさ、呼びやすさ、市有施設の設置目的、イメージとの調和など
2	ネーミングライツ料	市が提示した金額に対する応募金額の妥当性など
3	契約期間	契約期間の妥当性など
4	経営の安定性	財政状況から見た経営の安定性、ネーミングライツ料の支払能力など
5	応募動機	地域貢献、地域振興に対する理念、活動実績、今後の計画など

(3) スポンサーの決定及び公表

市は、優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

スポンサーが決定した場合は、広報や市のホームページ等を通じて、スポンサーの名称、市有施設等の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

7 リスク分担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク分担

スポンサーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、スポンサーが負担することとします。

(2) その他のリスク

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とスポンサーが協議の上、リスク分担を決定します。

8 契約の解除

市は、契約締結後、スポンサーが次のいずれかに該当する場合は、契約期間満了を待たず契約を解除することがあります。この場合において、看板、標識等の原状回復や契約解除に伴い必要となる費用については、スポンサーの負担とします。

- ① スポンサーが「4 募集の条件（3）」の応募資格を喪失した場合、又は喪失することが明らかになったとき。
- ② 社会的信用を損なう行為により、市又は市有施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがあるとき。
- ③ ネーミングライツ料の納入が指定期日までに確認できないとき。
- ④ スポンサーとして適当でないと認められるとき。

9 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、愛称の浸透度や愛称を使用したことによる影響等を総合的に検証し、ネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断します。

なお、継続実施の場合は、愛称変更による混乱を避けるため、原則として当該市有施設における現スポンサーを優先交渉権者とします。

10 施行期日

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行します。

(様式第 1 号)

ネーミングライツスポンサー申込書

年 月 日

安中市長 様

所 在 地
事業者等名称
代表者職氏名

安中市ネーミングライツ導入に関するガイドライン及びネーミングライツスポンサー募集要項に定める事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

対 象 市 有 施 設	施設名
ふ り が な 愛 称 案	
ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む）
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
応 募 目 的・理 由 （別紙（任意様式） 使用可）	
市内支店・事務所等 所在地	

(任意様式)

応 募 目 的 ・ 理 由 (別紙)

(様式第2号)

担 当 者 届

事 業 者 等 名 称	
所 在 地	
担 当 部 署	
担 当 者 職・氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

(様式第3号)

ネーミングライツスポンサー募集に対する質問書

年 月 日

安中市長 様

事業者等名称

代表者氏名

担当者氏名

下記のとおり、質問します。

No.	質問内容

※代表者印等の押印は不要です。

※質問等がない場合は、提出不要です。

(様式第4号)

年 月 日

ネーミングライツスポンサー申込者 様

安中市長

印

ネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書

年 月 日付けで申し込みのあったネーミングライツスポンサーについて、選定委員会での審査の結果、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 決定区分

【採用】 【不採用】

2 対象市有施設

3 ネーミングライツ料

年額 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約の締結

今後、市と詳細な部分についての協議を行い、契約を締結するものとします。

5 その他の条件、注意事項等

※3から5の項目については、優先交渉権者として採用する事業者等のみ記載